

南三陸病院売店運営事業者募集要項（平成31年1月期募集）

1 趣旨

この要項は、南三陸病院及び総合ケアセンター南三陸の利用者等へのサービス向上と充実を図るため、売店を運営する事業者（以下「売店運営事業者」という。）を公募により選定するため、必要な手続等について定めるものである。

2 選定方法

売店運営事業者の選定は選考委員会を開催し決定する。

3 契約方法等

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により行政財産の賃貸借とし、決定業者は、町と賃貸借契約を締結する。

4 募集受付期間

平成31年1月7日（月）から同年1月25日（金）まで

5 売店概要

店舗面積：68.22㎡（内法面積） 自動販売機数台（指定箇所に限る）

売店運営に必要な機器及び備品等は売店運営事業者が用意するとともに、その設置費用等も同事業者の負担とする。

6 運営条件（要求水準）

売店の運営に係る売店運営事業者の提案内容は、別添の出店計画書に従い提案を求めますが、当町が求める水準は次のとおり

（1） 営業日及び営業時間

平日は午前9時から午後4時までを基本とし、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始については別途協議する。

（2） 取扱商品

別紙「売店取扱品目リスト」を基本とし、飲食物（弁当、おにぎり、パン、乳飲料、カップ麺、菓子類等）、日用雑貨、下着類、衛生材料（紙おむつなど）を取り扱う他、利用者（入院患者含む。）の嗜好等に幅広く対応すること。

なお、アルコール類、たばこ及びその他公共施設における販売に適さない商品の販売は禁止する。

（3） 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に可能な限り安価に設定すること。

（4） 欠品・品薄対策

欠品・品薄には特に注意し、在庫補充・即時納入可能な体制を取ること。

（5） 店舗環境

多くの利用者が訪れる場所として、清潔感ある明るい店舗環境の維持

に留意すること。

(6) 接客対応

様々な患者（身障者、車いす、松葉杖、点滴スタンド、高齢者、幼児等）に対する配慮を徹底すること。

(7) 従業員

適正な人員配置及び従業員教育等に努めること。

(8) 問い合わせ・苦情対応

利用者からの問い合わせ・苦情に対し適切かつ迅速な対応に努めること。

(9) 使用上の制限

使用物件は、最善の注意を持って、維持保存すること。

また、売店運営事業者は、使用物件を売店以外の用途に供してはならない。

なお、店舗内で匂いの著しいもの（おでん・揚げ物等）の調理は禁止する。

(10) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上、必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて売店運営事業者負担において行うこと。

(11) 第三者の使用禁止

売店運営事業者は、使用物件を他の者に使用させるか、または転貸してはならない。

(12) 経費の負担

使用物件の維持保存のため通常必要とする経費の他、清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理に係る経費等、営業に係るすべての経費は売店運営事業者の負担とする。

7 契約期間

平成31年4月1日から3年間とする。その後、町と売店運営事業者が協議の上、契約を更新する場合がある。

8 賃借料

賃借料は、原則、町が定める建物貸付料及び光熱水費の合計額であるが、経営安定を勘案し、建物貸付料については、町が定める建物貸付料よりも低額となる提案をできるものとする。

なお、建物貸付料が町の定めるものより低額となる場合は、地方自治法第237条第2項の規定により、本町議会の議決を経た後に契約を締結する。

9 病院及び総合ケアセンターの概要

(1) 病院

① 病床数 90床（一般病床40床、療養病床50床）

② 診療科 10科（内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻

咽喉科、泌尿器科、歯科口腔外科、婦人科)

- ③ 一日平均入院患者数 80人
- ④ 一日平均外来患者数 200人
- ⑤ 職員数 130人(臨時職員、委託業者社員含む。)
- ⑥ 外来診療日 土・日曜日、国民の祝日及び12月28日から1月3日を除く毎日

(2) 総合ケアセンター

職員数 60人(保健福祉課、社会福祉協議会等)

(3) その他

病院及び総合ケアセンターいずれにも食堂は設置されていない。

10 応募資格

売店運営事業者の選定にあたり、その応募資格は下記の条件をすべて満たす法人及び個人とする。

(1) 事業実績がある者

食料品、飲料及び日用雑貨を販売する売場面積が、当院の売店と同程度の小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 過去1年間に、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に違反したとして行政処分を受けた者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続の申し立てをしている法人又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てをしている法人
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で構成されている者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑦ 国税又は地方税の滞納がある者

11 申込及び質問

募集受付期間内に別添の南三陸病院売店運営事業者申込書に記載のうえ、次の要領で提出して下さい。また質問がある場合も同様に、別添の質問書に記載のうえ次の要領で提出して下さい。

- ① 提出方法 持参、FAX又はE-mailのいずれかに限る。

- ② 提出先 南三陸町志津川字沼田101番地
南三陸町管財課財産管理係
電 話 46-1381
FAX 46-5348
E-mail kanzai@town.minamisanriku.miyagi.jp
- ③ 申込提出期限 平成31年1月25日（金）午後5時まで
④ 質問提出期限 平成31年1月24日（木）午後5時まで
⑤ 回答 平成31年1月25日（金）まで FAX 等回答

1.2 提出書類

以下の書類に必要事項を記入し、期限内に持参又は郵送（必着）により提出すること。FAXやメールでの応募は受け付けません。

- ① 出店計画書
- ② 販売責任者の経歴（任意様式）
- ③ 会社概要等（パンフレット等）
- ④ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（直近のもの）
- ⑤ その他参考となる資料

なお、選考委員会の開催日程等詳細については、後日通知する。

1.3 提出部数

正副1部ずつとし、提出された書類は返却しない。

1.4 提出先

- ① 提出期限 平成31年1月30日（水）午後5時まで
- ② 提出先 1.1に同じ

1.5 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

審査結果は提案者全員に対し2月上旬頃書面で通知する。

(2) 選定後の手続き

建物賃貸借契約の締結については、事業者決定後、速やかに締結することとする。

ただし、建物貸付料が町の定めるものより低額となる場合は、先に覚書を締結し、本町議会の議決を経た後に建物賃貸借契約を締結する。

1.6 その他

- (1) この要項について、疑義が生じた場合は当方の解釈によるものとする。
- (2) 提出期限を過ぎてからの申し込み、また書類に明らかな記載漏れがある場合は、受け付けを拒否する場合がある。
- (3) 選定の通知を受領した後、正当な理由がなく辞退することのないよう留意すること。